

(事務連絡)
令和6年9月30日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

障害保健福祉推進室
在宅福祉課長・施設福祉課長
(在宅福祉第一担当・施設福祉担当)
(電話：075-222-4161)

地域生活継続及び地域移行のための施策の推進について

平素は本市の障害福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。

本市では、障害児者（以下、「障害者等」という。）の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、障害者等が希望し、住み慣れた地域で生活が維持できるよう、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を進めており、地域生活の継続及び地域移行を促進する施策の1つとして、本年10月から、地域生活支援拠点等事業のモデル整備事業（以下、「拠点事業」という。）を実施することとしております。

つきましては、下記のとおり、拠点事業の概要を改めて周知するとともに、地域生活継続及び地域移行のための施策を実施（新規実施・既存事業の充実）しますので、ご承知おきください。

記

1 事業概要等について

(1) 国における地域生活支援拠点等事業について

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある方が住み慣れた地域で生活できるよう、居住支援のための機能を整備し、障害児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことであり、以下の5つの機能を持ちます。

機能	概要
相談	コーディネーターを配置のうえ、基幹相談支援センターや指定特定一般相談支援事業所等とともに、緊急時の支援が見込めない世帯について、緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能
緊急時の受入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入等、必要な対応を行う機能
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らし体験の機会・場を提供する機能

専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方など、専門的対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行う機能
地域の体制づくり	地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(2) 本市におけるモデル整備事業について

ア 拠点等の基本理念

本市では、以下の理念に基づき、本年10月から、南部圏域（伏見区（醍醐支所管内を除く））を対象（一部の事業は全市域が対象）に地域生活継続及び地域移行のための施策を実施します。

○国の動向等を踏まえ、令和6年3月に新たな「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024－2029）」を策定し、「どのような障害があっても、自分らしく地域生活ができ、地域移行を促進できる環境を整備し、施策を充実する」ことを重点的な視点に掲げ、それを具体的に進めるための施策の1つに拠点事業を位置付け。

○施設入所の選択肢は残しつつ、地域生活を希望し、支援を受けることで地域生活が可能な場合には、地域生活を継続する。そのためには、平時には障害福祉サービスをしっかり提供するとともに、緊急時（※1）に支援が見込めない方については、支援チーム（※2）による支援体制を確立したうえで、関係機関が連携し、事前に本人の障害特性等を定めた緊急時対応プラン等の計画（※3）を定め、予め役割を想定しておくことが重要。

※1：緊急時とは

障害者等の障害に起因して生じた緊急の事態や平素から障害者本人を介護している介護者等の急病や事故等により、障害者のケアができず、日常生活が危ぶまれ、在宅での生活ができなくなる事態

※2：支援チームとは

相談支援事業所やサービス事業所等、普段から本人を熟知する支援者の集まり

※3：緊急時対応プラン等の計画とは

緊急時に備え、支援チームが事前に作成する緊急時の支援及び支援方法等を記載した計画

イ 具体的な施策内容及び実施日

① 具体的な施策内容

「2 各施策の概要について」を参照。

② 実施日

全ての施策について、令和6年10月1日から実施。

2 各施策の概要について

(1) 地域生活継続・地域移行のためのコーディネーター事業【新規施策】

ア 事業概要

南部圏域に、緊急時に備えた支援体制の確立に関する助言や緊急時対応プラン作成にあたる助言、地域移行に向けた施設職員等への働きかけ等を行う「地域生活継続・地域移行のためのコーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）」を常勤換算で2名配置し、支援チームに対するスーパーバイズ機能を強化することにより、障害のある方が安心して、地域で生活できる取組を進めます。

コーディネーター事業の業務内容	ア 緊急時に備えた支援チームによる支援体制の確立に関する助言 イ 緊急時に備え、事前に作成する緊急時対応プラン作成にあたる助言 ウ 地域移行に向けた障害者等又は施設職員等への働きかけ及び関係機関との連携促進に関する助言 エ その他、地域生活継続及び地域移行に関する助言
コーディネーター事業の実施法人 ※事業委託により実施	社会福祉法人 世光福祉会
相談受付時間	9時～18時（土日祝日・年末年始を除く）
電話番号	075-585-3217 ※障がい児・者相談支援センター「いまじん」内 ※お電話の際は、「拠点コーディネーターに繋いでください。」とお伝えください。

イ 対象者

原則、南部圏域の障害者等

ただし、南部圏域以外の方についても、対応可能な場合があります。

ウ コーディネーターの利用までの流れ（主に事業所が対応）

① 事業説明及び同意書の徴取

緊急時における支援が見込めない場合は、対象者（その家族含む）に対して、事業の趣旨を説明し、コーディネーターによる支援について、同意が得られた場合は、「京都市地域生活継続・地域移行のためのコーディネーター事業利用同意書（別紙1）」の記載を求めてください。

② コーディネーターへの連絡、支援開始

支援チームは、利用申込書に当該対象者の身体・生活状況や家族・支援者の状況が分かる書類（※1）添付のうえ、コーディネーターに送付してください。

コーディネーターは、必要に応じ、コーディネーターが対象者や支援者等と面談等を行い、緊急時対応を含めた支援体制の構築支援を行います。

※1 計画相談支援事業所が作成するアセスメント表及び申請者の現状（基本情報）など、既存の資料で結構です。

なお、必要に応じて、「地域生活継続・地域移行コーディネート事業の利用者基本情報シート」（別紙２）を御活用ください。

エ 留意点

- ・コーディネーターは、原則、直接支援（緊急時の連絡先や緊急時に駆け付ける等）は行いません。

(2) 緊急時介護人派遣事業【充実施策】

ア 事業概要

緊急時に実働した支援者に対する支援については、これまで「京都市重度障害者緊急時介護人派遣事業」を実施していましたが、対象者を障害支援区分6及び重度訪問介護対象者に限定していたため、支援区分の要件を撤廃し、「緊急時対応プラン（別紙3）」等の緊急時に備えた対応プランの作成を新たな要件に加えたうえで、「京都市障害者等緊急時介護人派遣事業」として、再編します。

	【～9/30】 重度障害者介護人派遣事業	【10/1～】 障害者等緊急時介護人派遣事業
制度概要	以下の全ての要件に該当する方について、介護者が急に介護できなくなった場合等に、介護給付費等の利用手続きができるまでに必要な在宅介護を行った場合の報酬を支払う。	変更なし
対象者要件	ア 日頃、京都市内の居宅において日常生活を営む障害児者	ア 変更なし
	イ 障害支援区分6(これに準ずる者)	イ・ウ緊急時対応プラン等の緊急時に備えて対応を定めた計画を作成している者（※1）
	ウ 重度訪問介護の対象者	
	エ 直ちに障害福祉サービス又は地域生活支援事業の福祉サービスによる介護を受けることができない者	エ 変更なし
	オ 単身世帯である者又は介護者が緊急時等で不在の状況にある者	オ 変更なし
支援内容	重度訪問介護と同様	変更なし
介護人の資格	以下のいずれかの事業者の従業者 ア 障害福祉サービス等事業者 イ 障害児通所支援事業者 ウ 障害児入所施設事業者 エ 京都市移動支援事業又は京都市地域生活支援事業の事業者	以下のいずれかの事業者の従業者 ア～エ 変更なし オ 指定一般相談支援事業者 カ 指定特定相談支援事業者

介護人の特例	適切な上記の介護人がいない場合 普段から援助に関わっており、本人の障害特性を十分に理解している者	変更なし
サービス提供場所	原則、利用者が日常生活を営む京都市内の居宅	以下のいずれか該当する場所 ア 利用者が日常生活を営む市内の居宅 イ 上記介護人の資格に該当する事業者の事業所内 ウ その他市長が適当と認める場所
申請時の提出書類	支給申請書	・支給申請書に加え、緊急時対応プラン（又は緊急時に備えて対応を定めた計画が記載されている資料）
支給期間	当該年度末までの必要な期間	変更なし
支給量	1年度あたり48時間	変更なし
利用者負担額	京都市地域生活支援事業に係る利用者負担額と同様	変更なし
報酬単価	重度訪問介護（Ⅲ）と同様	重度訪問介護（Ⅲ）と同様（※2）

※1：サービス提供後、60日以内に作成された者も含まれます。

※2：連絡調整に要した時間や一時的な滞在（20分未満）は算定対象外とします。

イ 対象者

全市域の障害者等

※ただし、緊急時対応プラン等の緊急時に備えて対応を定めた計画を作成している場合に限りです。

<p><緊急時に備えた対応計画としての必要項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定される緊急時と緊急時に対する必要な支援内容 ・緊急時の流れ（対応する事業所と担当者、連絡先、支援内容） ・支援チームでの協議日・共有日、利用者の同意日

ウ 申請方法（主に事業所が対応）

① 区役所・支所へ相談・申請

上記対象者に該当する場合は、「京都市障害者等緊急時介護人派遣事業支給申請書（別紙4）」に緊急時対応プラン等を添付のうえ、申請。

② 支給決定

区役所・支所は、必要に応じて障害保健福祉推進室の在宅第一担当と協議のうえ、支給決定又は不支給決定を行い、「京都市障害者等緊急時介護人派遣事業支給決定・利用者負担額決定等通知書（別紙5）」により、利用者へ通知。

エ 留意点

- ・緊急時対応プラン等は、支援チームが一体となって、緊急時を見据えた対応を支援者間で検討し、予め役割分担を行い、支援者間及び利用者にも共有することに意味があります。介護人派遣事業費の支給の要件に「緊急時対応プラン等」の作成が要件にはなっているものの、計画を作ることが目的にならないように留意してください。
- ・従来からの各事業については、以下のとおりとします。

令和6年9月30日まで		令和6年10月1日以降
重度障害者介護人派遣事業	⇒	障害者等緊急時介護人派遣事業に再編
休日・夜間緊急時対応支援事業	⇒	廃止（障害者等緊急時介護人派遣事業に統合）
重度障害者入院時支援員派遣事業	⇒	継続（変更点はなし）
—	⇒	新規 一人暮らし体験事業の利用に係る介護人派遣事業

- ・10月1日からの各事業の詳細は、それぞれ、後日、京都市情報館 (<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000167348.html>) に掲載する「京都市障害者等緊急時介護人派遣事業・京都市一人暮らし体験等事業の利用に係る介護人派遣事業マニュアル」及び「京都市重度障害者入院時支援員派遣事業マニュアル」をご参照ください。

(3) 一人暮らし体験等事業及び体験等事業の利用に係る介護人派遣事業【新規施策】

大きく、「一人暮らし体験等事業の施策」と「体験等事業の利用に係る介護人派遣事業の施策」の2つがあります。

<一人暮らし体験等事業>

ア 事業概要

親元からの独立や入所施設（入院施設を含む。）からの退所・退院に当たり、地域で自立した生活を目指す障害者等を支援するため、南部圏域において、一時的な居室（1室）確保し、一人暮らし体験プログラム（別紙6）（※）に基づき、一人暮らしに向けた体験的宿泊等の提供を行うもの。

（※）支援チームが作成する一人暮らし体験に向けた利用対象者及びその家族の意向、体験利用における目標、行動計画等を記載した計画

対象者要件	以下の全てを満たす者 ア 市内で在宅生活を行っている者（京都市以外から障害福祉サービスの支給決定等を受けている者を除く）又は、本市の障害福祉サービスの支給決定等を受けている者 イ 現に一人暮らし等の自立した生活をしていない者 ウ 緊急時の連絡を確保している者 エ 実施事業者が本事業の利用が可能と判断した者
利用日数の上限	1人あたり、年度間で30泊

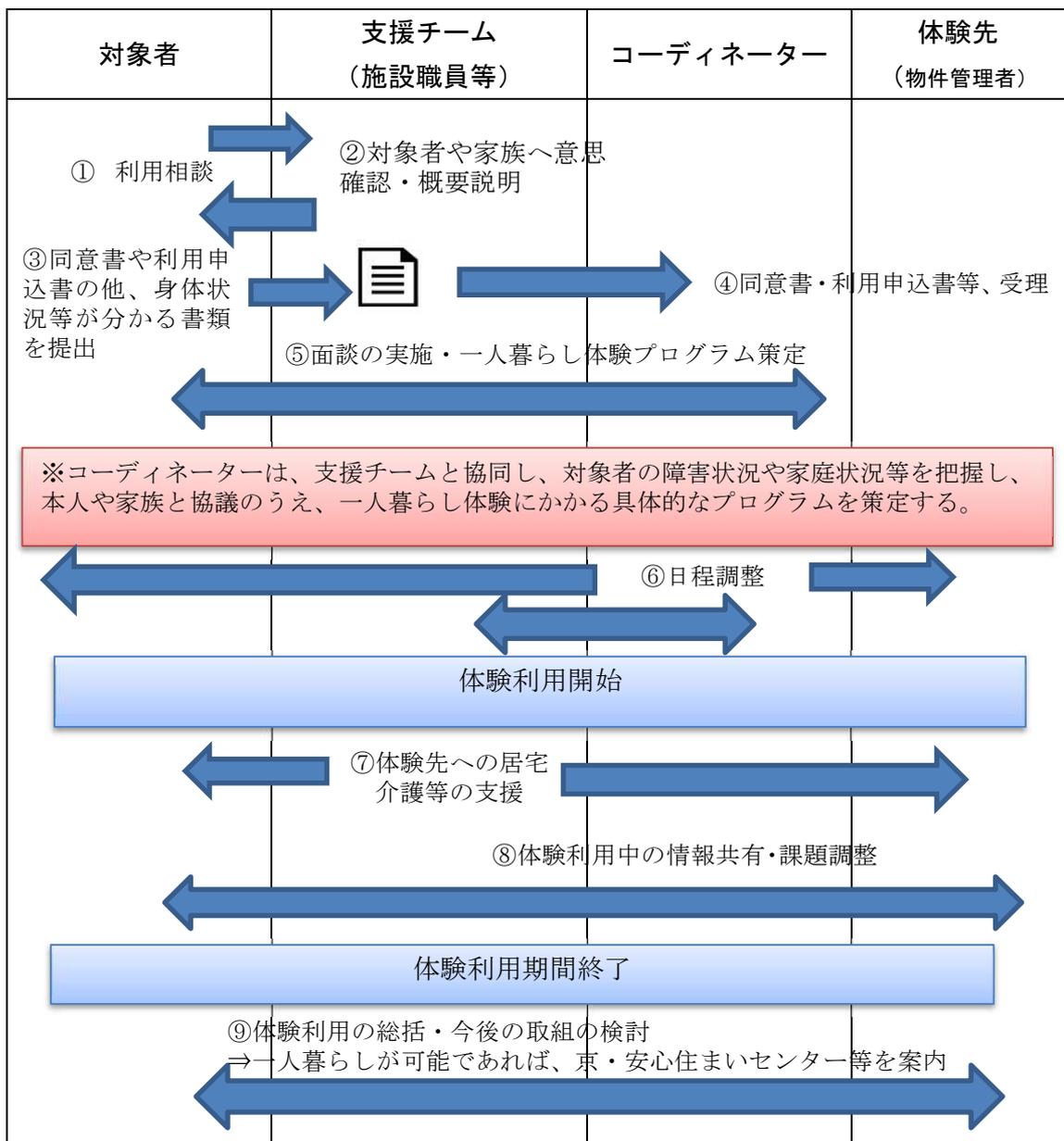
利用者負担額	宿泊料や光熱水費等、居室の利用に係る費用は無料。 ※ただし、食費等、日常生活上要する実費は利用者負担
体験の実施場所	伏見区向島二の丸町 296-5
物件の管理者 及び連絡先	社会福祉法人 世光福祉会 075-585-3217 ※障がい児・者相談支援センター「いまじん」内
設備	トイレ・キッチン・浴室・家具家電等の他、生活消耗品は確保

イ 対象者

原則、南部圏域の障害者又は南部圏域で一人暮らしを希望する障害者

※ただし、障害児であっても、施設からの退所と同時に一人暮らしを行うことを見据え、体験利用を希望する場合等は、利用可とします。

ウ 体験利用までの流れ



(補足)

- ・③：施設職員等の支援者は、対象者からの一人暮らし体験の利用の同意が得られた場合は、一人暮らし体験プログラムをコーディネーターと協同して、作成するため、対象者から、「地域生活継続・地域移行のためのコーディネート事業利用同意書」及び「京都市一人暮らし体験等事業利用申込書（別紙7）」等を徴取のうえ、コーディネーターに提出してください。
- ・⑦：体験先での支援にする報酬について、障害福祉サービス等で対応できる場合は、そちらを活用してください。
- ・⑨：体験期間が終了し、振り返りを行う際には、必要に応じて「一人暮らし体験総括シート（別紙8）」をご活用ください。

エ 留意点

- ・当該居室は原則、入所施設等からの地域移行や親亡き後などの将来を見据えた一人暮らしを体験するために利用することを想定していますが、当該居室が空いている場合は緊急時としての利用も可能です。（ただし、緊急時としての利用の場合は、年度間で7泊を上限とします。）

なお、緊急時として、体験の場を利用する場合は一人暮らし体験プログラムの作成・提出は不要です。

<一人暮らし体験等事業の利用に係る介護人派遣事業>

ア 事業概要

体験の場において、居宅介護相当のサービスを必要とすることも想定されますが、障害福祉サービスの「居宅介護」は居宅外での利用が不可とされているため、一人暮らし体験プログラムの作成のうえ、居宅介護に相当するサービスを提供した指定居宅介護事業所に対し、介護給付費に代わる報酬を支給します。

対象者要件	以下の全てを満たす者 ア 一人暮らし体験等の場において居宅介護に相当する支援が必要な者 イ 直ちに障害福祉サービス又は京都市地域生活支援事業の福祉サービスによる介護を受けることができない者
支援内容	重度訪問介護（見守りの支援を除く）と同様の内容
介護人の資格	指定居宅介護事業者のうち、居宅介護を提供する資格を有する者
支給期間	支給開始日の属する年度の末日までの必要な期間
支給量	将来、一人暮らしを実施する際に想定される必要な支援時間
利用者負担額	京都市地域生活支援事業に係る利用者負担額と同様
報酬単価	重度訪問介護（Ⅲ）と同様

イ 対象者

「一人暮らし体験等事業」の対象者と同様。

ウ 介護人派遣事業の支給の申請方法（主に事業所が対応）

① 区役所・支所へ相談・申請

「京都市一人暮らし体験等事業の利用に係る介護人派遣事業支給申請書（別紙9）」に「一人暮らし体験プログラム」を添付のうえ、申請。

② 支給決定

区役所・支所は、必要に応じて障害保健福祉推進室の在宅第一担当と協議のうえ、支給決定又は不支給決定を行い、「京都市一人暮らし体験等事業の利用に係る介護人派遣事業支給決定・利用者負担額決定等通知書（別紙10）」により、利用者へ通知。

エ 留意点（詳細は、後日、京都市情報館（<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000167348.html>）

に掲載する当該事業のマニュアルを参照）

- ・緊急的な利用により、障害福祉サービス等での対応が難しい場合は「緊急時介護人派遣事業」により、支給の申請を行ってください。
- ・対象者要件について、京都市一人暮らし体験等事業の利用前の対象者の居場所によって、利用できる障害福祉サービスが異なりますので、上記の京都市情報館に掲載される当該事業のマニュアルを参照し、対象の可否を検討してください。
- ・報酬は重度訪問介護に準ずるので、居宅介護に相当するサービスでも時間数の積算は30分ごとに積み上げてください。

(4) 強度行動障害のある方に対する短期入所事業所受入促進事業【新規施策】

ア 事業概要

強度行動障害のある方が、緊急時に円滑に短期入所事業所を利用できるよう、一定の期間、利用実績のない短期入所事業所を利用した場合、短期入所事業所へ支援金を支給（1泊2、500円、年度間15泊まで）します。

イ 対象事業所

本市が短期入所に係る支給決定をした強度行動障害児者で、かつ、利用年度の当該サービス利用の初日から遡って過去1年の間に当該事業所における利用実績（当該支援金の支給対象となった利用実績を除く。）のない者を緊急時対応プラン等に基づき受け入れた本市域内に所在する短期入所事業所

※緊急的な受入のため、サービス提供時点で緊急時対応プラン等が作成されていない場合、サービス提供後60日以内に作成すれば支給可能です。

ウ 申請方法（主に事業所が対応）

支給を受けようとする短期入所事業所は、四半期ごとのサービス提供終了後速やかに、「京都市強度行動障害児者短期入所事業所受入促進事業実績報告書（別紙11）」に、緊急時対応プラン等を添えて、障害保健福祉推進室の整備担当に提出してください。

なお、緊急時対応プラン等を作成した時点で対象者の住所地の区役所・支所に緊急時対応プラン等を提出すること（他施策で提出している場合は除く）。

(5) 共同生活援助における日帰り体験利用事業【新規施策】

ア 事業概要

将来、共同生活援助の利用を希望する障害者に対し、共同生活援助事業所において 入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活援助等、宿泊を伴わない短時間利用(日帰り利用(※))により、部分的に共同生活援助を体験する機会を提供することで、共同生活援助の環境に慣れ、宿泊を伴う体験利用や、その先の入居に繋げていく事業であり、受け入れた共同生活援助事業所に対して、障害者1名あたり、年度間3泊を上限として、下記の支援金の支給を行います。

障害支援区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下
介護サービス 包括型支給額	3,870円	3,070円	2,590円	2,210円	1,560円	1,470円
日中サービス 支援型支給額	6,300円	5,550円	5,060円	3,620円		

(※) 対象者1名の受け入れ1回あたり2時間以上の支援を実施した場合に限ります。

イ 対象者

全市域の障害者

※ただし、将来、共同生活援助に入居する前提での利用に限ります。

ウ 対象事業所

本市内に所在する、対象者が利用を希望する共同生活援助事業所

エ 申請方法(主に事業所が対応)

支給を受けようとする共同生活援助事業所は、サービス提供を行う前に、「共同生活援助の日帰り体験利用実施計画書(別紙12)」を障害保健福祉推進室の整備担当に提出してください。

(6) 拠点事業所の登録【新規施策】

概要等については、令和6年9月2日付け事務連絡「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の位置付け及び届出について(通知)」を参照してください。

3 その他

- 各種様式については、今後、変更となる場合がありますので、京都市情報館に掲載されている様式を御活用ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000332919.html>